

平成25年度 国民健康保険税が決定しました

平成25年度の国民健康保険税(以下、国保税)率等の内訳が、決定しました。国保税は皆さんの医療費にあてられる大切な財源です。忘れずに納めましょう。

区分	説明	国保税		
		基礎分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分
所得割	平成24年中の所得金額－基礎控除(33万円)	6.3%	2.0%	2.0%
資産割	平成25年度の固定資産税額に対する	34.0%	6.0%	6.0%
均等割	被保険者1人につき	21,000円	6,000円	7,000円
平等割	1世帯につき	15,000円	6,000円	6,000円
最高額	1世帯につき	51万円	14万円	12万円

- ・後期高齢者支援金分を全被保険者にご負担いただいています。介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方がいる世帯に、国保税として負担していただいています。
- ・所得により、均等割・平等割額の7割、5割、2割を軽減する制度があります。
- ・非自発的失業者にかかる国保税の軽減に該当しない方で、所得が皆無になったり、病気や災害等で国保税の納付が困難な場合は、申請により減免されることがあります。



©やなせたかし
かりりももちゃん

ご存じですか？ ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同等の有効成分、効能・効果を持っています。

かかりつけ医や薬剤師と相談の上、ジェネリック医薬品を選択することができます。

ジェネリック医薬品を選択することにより、自己負担額が軽減される方については、ジェネリック医薬品普及促進差額通知書を送付します。

なお、差額通知書の送付を希望しない方は、ご連絡をお願いします。



国保税の納税通知書を7月中旬に発送します

国保だよりの詳細については、同封のお知らせ文書をご覧ください。

問い合わせ先 市民保険課 保険班 ☎53-3115



©やなせたかし
しいたけたけちゃん

非自発的失業者の方へ 国保税が軽減できます

次に該当する非自発的失業者の国保税については、失業した次の日からその翌年度末までの期間、前年所得の給与所得を30/100として算定します(基準を満たせば7・5・2割軽減が適用されます)。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として対応します。

- ・雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇等の事業主の都合により失業された方)
- ・雇用保険の特定理由離職者(雇用期間満了などにより失業された方)
- ◆手続きに必要なもの
雇用保険受給資格者証・納税義務者(世帯主)の方の認印



©やなせたかし
しいたけたけちゃん



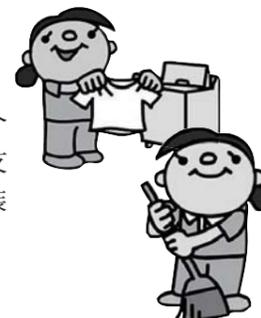
©やなせたかし
かりりももちゃん

難病の方も利用できます 障害福祉サービス

平成25年4月に施行された障害者総合支援法により、障害児・者の範囲に難病等の方が加わりました。対象となる方は、身体障害者手帳がなくても、必要と認められた障害福祉サービス等を利用することができます。

■利用できるサービス

障害福祉サービス(居宅介護・短期入所・就労移行支援など)、相談支援、補装具、地域生活支援事業など



■対象者

パーキンソン病など難治性疾患克服研究事業の対象疾患(130疾患)または関節リウマチによる障害をお持ちの方。

難治性疾患克服研究事業の対象疾患については、難病情報センターHP

Web 難病 検索
<http://www.nanbyou.or.jp/entry/506>

■問い合わせ先

福祉事務所 社会福祉班 ☎53-3117

後期高齢者医療 ご加入の皆さんへ

問い合わせ先
市民保険課 保険班 ☎53-3115

新しい保険証は

7月下旬に発送予定です

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日です。

新しい保険証は7月下旬ごろ、黄緑色の封筒でお届けします。また、後期

高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証の有効期限も7月31日までです。現在、認定証をお持ちの方で8月からも該当の方には、新しい認定証も併せてお届けします。



ご協力ください 健康増進計画アンケート

市では市民一人一人が健康な生活を楽しみ、充実した人生を送ることができるように、平成21年度に健康増進計画を策定しました。今年度は、第2期計画の策定を予定しており、その基礎資料とするためのアンケート調査を、7月上旬に実施します。

■アンケートの内容

健康状態や健康増進に関する考え方を伺います。お答えいただいた内容は、全て統計的に処理し、基礎データとして活用させていただきます。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

■対象者

20歳以上の香美市民の方
2千人(無作為抽出)

■問い合わせ先

健康介護支援課 保健支援班 ☎52-9282



保険料額決定通知書兼納付通知書は 7月中旬に発送予定です

個人ごとの平成25年度保険料額・納付方法は、同封する保険料額決定通知書等でご確認ください。なお、納付方法は、次のいずれかの方法または併用となります。

特別徴収(年金天引き)

原則として、年金の受給額が年額18万円以上の方で、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方は年金から天引きされます。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、納付書または口座振替により市へ納付をお願いします。

同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない人がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得申告をお願いします。